

湧別町水防計画新旧対照表

令和6年12月

湧別町水防計画新旧対照表

NO. 2

改正後										改正前										説明	
第3章 重要水防区域及び水防施設										第3章 重要水防区域及び水防施設										・時点修正	
第1節 重要水防区域の指定										第1節 重要水防区域の指定											
〃	左岸	水衝・洗掘	A	富美築堤	16.40~16.60	0.20	47.51	49.01	二												
〃	左岸	水衝・洗掘	A	開盛左岸築堤	18.40~18.60	0.20	54.04	55.54	56.37												
〃	右岸	水衝・洗掘	A	湧別右岸築堤	0.40~0.50	0.10	4.04	5.54	5.82												
〃	右岸	水衝・洗掘	B	湧別右岸築堤	1.60~1.61	0.01	4.88	6.38	6.78												
〃	右岸	水衝・洗掘	A	中湧別築堤	5.80~6.00	0.20	12.66	14.16	14.60												
〃	右岸	水衝・洗掘	A	中湧別築堤	6.40~6.60	0.20	14.10	15.60	15.73												
〃	右岸	水衝・洗掘	B	中湧別築堤	7.40~7.60	0.20	16.68	18.18	18.61												
〃	右岸	水衝・洗掘	B	中湧別築堤	8.40~9.80	0.40	23.18	24.68	25.06												
〃	右岸	水衝・洗掘	A	上湧別築堤	14.00~14.20	0.20	38.14	39.64	40.52												
〃	右岸	水衝・洗掘	A	上湧別築堤	14.60~15.40	0.80	41.59	43.09	44.15												
〃	右岸	水衝・洗掘	A	上湧別築堤	17.60~18.00	0.40	51.62	53.12	二												
〃	右岸	水衝・洗掘	B	上湧別築堤	18.40~18.60	0.20	54.04	55.54	二												
〃	左岸	重点区間		湧別左岸築堤	0.80~1.20	0.40	4.46	5.96	6.17												
〃	左岸	重点区間		富美築堤	10.80~11.20	0.40	27.76	29.26	29.74												
〃	左岸	重点区間		開盛左岸築堤	19.20~19.60	0.40	57.60	59.10	59.57												
〃	右岸	重点区間		湧別右岸築堤	0.20~0.60	0.40	4.04	5.54	5.82												
(以下略)										(以下略)											

湧別町水防計画新旧対照表

改正後					改正前					説明			
第3章 重要水防区域及び水防施設					第3章 重要水防区域及び水防施設					・施設の変更による修正・削除			
第2節 浸水想定区域					第2節 浸水想定区域								
1 略					1 略								
施設名称	所在地	電話番号	管理者	対象河川	施設名称	所在地	電話番号	管理者	対象河川				
特別養護老人ホーム湧別オホーツク園	東 41-1	5-3880	(福)湧別福祉会	湧別川	特別養護老人ホーム湧別オホーツク園	東 41-1	5-3880	(福)湧別福祉会	湧別川				
高齢者生活福祉センター亜麻の里	東 41-11	5-3800			高齢者生活福祉センター亜麻の里	東 41-11	5-3800						
湧別オホーツク園リラの杜	東 41-16	5-3880			湧別オホーツク園リラの杜	東 41-16	5-3880						
老人デイサービスセンター	上湧別屯田市街地 335-1	2-5116			老人デイサービスセンター	上湧別屯田市街地 335-1	2-5116						
ケアハウス来夢	上湧別屯田市街地 335-2	4-1100			ケアハウス来夢	上湧別屯田市街地 335-2	4-1100						
特別養護老人ホーム湧愛園	上湧別屯田市街地 336-1	2-3151			特別養護老人ホーム湧愛園	上湧別屯田市街地 336-1	2-3151						
湧愛園ちゅーりっぷの里					湧愛園ちゅーりっぷの里								
デイサービスらん	上湧別屯田市街地 92-1	8-7118	(株)トリム・イデア		湧別町	デイサービスらん	上湧別屯田市街地 92-1	8-7118		(株)トリム・イデア	湧別川		
デイサービスゆめの里		8-7117				デイサービスゆめの里	上湧別屯田市街地 92-1	8-7118					
リビングケア・オリーブ	中湧別中町 726	4-1760	リビングケア・オリーブ			中湧別中町 726	4-1760						
グループホーム上湧別館	中湧別北町 23-7	4-2070	グループホーム上湧別館			中湧別北町 23-7	4-2070						
地域活動支援センターポレポレ	中湧別南町 905-1	2-3771	NPO ポレポレゆうべつ			中湧別南町 905-1	2-3771	NPO ポレポレゆうべつ					
(削除)	(削除)	(削除)	湧別町			湧別小学校	錦町 211-1	5-2438		湧別町		湧別川	
(削除)	(削除)	(削除)				上湧別小学校	上湧別屯田市街地 88-1	2-2626					
(削除)	(削除)	(削除)		中湧別小学校		中湧別南町 914	2-2033						
(削除)	(削除)	(削除)		開盛小学校		開盛 462-3	2-5204						
ゆうべつ学園	錦町 223	5-2410		湧別中学校		錦町 223	5-2410						
上湧別学園	上湧別屯田市街地 1-1	2-2095	上湧別中学校	上湧別屯田市街地 1-1		2-2095							
湧別認定こども園	栄町 143-1	5-2234	湧別保育所	栄町 143-1		5-2234							
湧別児童センター		5-2432	湧別児童センター	栄町 143-1		5-2432							
(削除)		(削除)	(削除)	上湧別保育所		上湧別屯田市街地 71-1	2-2490						
(削除)	(削除)	(削除)	中湧別保育所	中湧別中町 3021-1	2-2259								
なかよし児童センター	中湧別中町 3021-1	2-2049	なかよし児童センター	中湧別中町 3021-1	2-2049								
湧別高等学校	中湧別南町 846-2	2-2419	北海道	湧別高等学校	中湧別南町 846-2	2-2419	北海道						
認定こども園みのり	中湧別中町 3021-1	2-3538	(学)和光学園	みのり幼稚園	中湧別南町 842-8	2-3538	(学)和光学園						
ゆうべつこどもスペースぱすてる	栄町 219-1	8-7300	(福)北光福祉会	ゆうべつこどもスペースぱすてる	栄町 219-1	8-7300	(福)北光福祉会						
曾我病院	中湧別中町 826-1	2-2001	(医)耕仁会	曾我病院	中湧別中町 826-1	2-2001	(医)耕仁会						
ゆうゆう厚生クリニック	中湧別中町 3020-14	2-2185	JA 北海道厚生連	ゆうゆう厚生クリニック	中湧別中町 3020-14	2-2185	JA 北海道厚生連						
サポートセンターばろう湖水の杜	芭露 2334-2	4-5525	(福)湧別福祉会	サポートセンターばろう湖水の杜	芭露 2334-2	4-5525	(福)湧別福祉会						
芭露学園	芭露 411	6-2463	湧別町	芭露学園	芭露 411	6-2463	湧別町	芭露川					
芭露保育所	芭露 413	6-2026		芭露保育所	芭露 413	6-2026							

湧別町水防計画新旧対照表

改正後	改正前	説明																																																																																						
<p style="text-align: center;">第3章 重要水防区域及び水防施設</p> <p style="text-align: center;">第2節 浸水想定区域</p> <p>3. 要配慮者利用施設への伝達 町は、浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設等の現況について把握し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、洪水発生時に適切な対応ができるよう、防災情報伝達施設(防災スピーカー)、防災メール、<u>防災ライン</u>、電話又はFAXなど複数の手段を用いて、洪水予報等の的確かつ迅速な伝達に努める。</p> <p style="text-align: center;">第3節 水防施設</p> <p>1. 略</p> <p>2. 水位観測所 本町の区域又は、最寄りに設置された水位観測所は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="181 1020 1196 1392"> <thead> <tr> <th>観測所名</th> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>位置</th> <th>水防団 待機水位 m</th> <th>氾濫 注意水位 m</th> <th>避難判断 水位 m</th> <th>氾濫 危険水位 m</th> <th>管理者 及び連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠軽</td> <td>湧別川</td> <td>湧別川</td> <td>遠軽町南町3丁目</td> <td>78.90</td> <td>79.30</td> <td>80.30</td> <td>80.60</td> <td rowspan="3">網走開発建設部 遠軽開発事務所 0158-42-2112</td> </tr> <tr> <td>開盛</td> <td>湧別川</td> <td>湧別川</td> <td>湧別町開盛</td> <td>52.50</td> <td>52.90</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>中湧別</td> <td>湧別川</td> <td>湧別川</td> <td>湧別町北兵村3区</td> <td>7.40</td> <td>8.10</td> <td>9.40</td> <td>9.60</td> </tr> <tr> <td>芭露</td> <td>佐呂間別川</td> <td>芭露川</td> <td>湧別町芭露</td> <td><u>2.71</u></td> <td><u>3.28</u></td> <td><u>3.64</u></td> <td><u>3.92</u></td> <td>オホーツク総合振興局 網走建設管理部 遠軽出張所 0158-42-3165</td> </tr> </tbody> </table>	観測所名	水系名	河川名	位置	水防団 待機水位 m	氾濫 注意水位 m	避難判断 水位 m	氾濫 危険水位 m	管理者 及び連絡先	遠軽	湧別川	湧別川	遠軽町南町3丁目	78.90	79.30	80.30	80.60	網走開発建設部 遠軽開発事務所 0158-42-2112	開盛	湧別川	湧別川	湧別町開盛	52.50	52.90	-	-	中湧別	湧別川	湧別川	湧別町北兵村3区	7.40	8.10	9.40	9.60	芭露	佐呂間別川	芭露川	湧別町芭露	<u>2.71</u>	<u>3.28</u>	<u>3.64</u>	<u>3.92</u>	オホーツク総合振興局 網走建設管理部 遠軽出張所 0158-42-3165	<p style="text-align: center;">第3章 重要水防区域及び水防施設</p> <p style="text-align: center;">第2節 浸水想定区域</p> <p>3. 要配慮者利用施設への伝達 町は、浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設等の現況について把握し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、洪水発生時に適切な対応ができるよう、防災情報伝達施設(防災スピーカー)、防災メール、電話又はFAXなど複数の手段を用いて、洪水予報等の的確かつ迅速な伝達に努める。</p> <p style="text-align: center;">第3節 水防施設</p> <p>1. 略</p> <p>2. 水位観測所 本町の区域又は、最寄りに設置された水位観測所は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1291 1020 2306 1392"> <thead> <tr> <th>観測所名</th> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>位置</th> <th>水防団 待機水位 m</th> <th>氾濫 注意水位 m</th> <th>避難判断 水位 m</th> <th>氾濫 危険水位 m</th> <th>管理者 及び連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠軽</td> <td>湧別川</td> <td>湧別川</td> <td>遠軽町南町3丁目</td> <td>78.90</td> <td>79.30</td> <td>80.30</td> <td>80.60</td> <td rowspan="3">網走開発建設部 遠軽開発事務所 0158-42-2112</td> </tr> <tr> <td>開盛</td> <td>湧別川</td> <td>湧別川</td> <td>湧別町開盛</td> <td>52.50</td> <td>52.90</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>中湧別</td> <td>湧別川</td> <td>湧別川</td> <td>湧別町北兵村3区</td> <td>7.40</td> <td>8.10</td> <td>9.40</td> <td>9.60</td> </tr> <tr> <td>芭露</td> <td>佐呂間別川</td> <td>芭露川</td> <td>湧別町芭露</td> <td><u>2.60</u></td> <td><u>3.39</u></td> <td><u>3.75</u></td> <td><u>4.29</u></td> <td>オホーツク総合振興局 網走建設管理部 遠軽出張所 0158-42-3165</td> </tr> </tbody> </table>	観測所名	水系名	河川名	位置	水防団 待機水位 m	氾濫 注意水位 m	避難判断 水位 m	氾濫 危険水位 m	管理者 及び連絡先	遠軽	湧別川	湧別川	遠軽町南町3丁目	78.90	79.30	80.30	80.60	網走開発建設部 遠軽開発事務所 0158-42-2112	開盛	湧別川	湧別川	湧別町開盛	52.50	52.90	-	-	中湧別	湧別川	湧別川	湧別町北兵村3区	7.40	8.10	9.40	9.60	芭露	佐呂間別川	芭露川	湧別町芭露	<u>2.60</u>	<u>3.39</u>	<u>3.75</u>	<u>4.29</u>	オホーツク総合振興局 網走建設管理部 遠軽出張所 0158-42-3165	<p>・伝達方法の追加</p> <p>・時点修正</p>
観測所名	水系名	河川名	位置	水防団 待機水位 m	氾濫 注意水位 m	避難判断 水位 m	氾濫 危険水位 m	管理者 及び連絡先																																																																																
遠軽	湧別川	湧別川	遠軽町南町3丁目	78.90	79.30	80.30	80.60	網走開発建設部 遠軽開発事務所 0158-42-2112																																																																																
開盛	湧別川	湧別川	湧別町開盛	52.50	52.90	-	-																																																																																	
中湧別	湧別川	湧別川	湧別町北兵村3区	7.40	8.10	9.40	9.60																																																																																	
芭露	佐呂間別川	芭露川	湧別町芭露	<u>2.71</u>	<u>3.28</u>	<u>3.64</u>	<u>3.92</u>	オホーツク総合振興局 網走建設管理部 遠軽出張所 0158-42-3165																																																																																
観測所名	水系名	河川名	位置	水防団 待機水位 m	氾濫 注意水位 m	避難判断 水位 m	氾濫 危険水位 m	管理者 及び連絡先																																																																																
遠軽	湧別川	湧別川	遠軽町南町3丁目	78.90	79.30	80.30	80.60	網走開発建設部 遠軽開発事務所 0158-42-2112																																																																																
開盛	湧別川	湧別川	湧別町開盛	52.50	52.90	-	-																																																																																	
中湧別	湧別川	湧別川	湧別町北兵村3区	7.40	8.10	9.40	9.60																																																																																	
芭露	佐呂間別川	芭露川	湧別町芭露	<u>2.60</u>	<u>3.39</u>	<u>3.75</u>	<u>4.29</u>	オホーツク総合振興局 網走建設管理部 遠軽出張所 0158-42-3165																																																																																

湧別町水防計画新旧対照表

改正後				改正前				説明
<p>第4章 予報及び警報等の伝達</p> <p>第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等</p> <p>1. 水防活動用警報等の種類 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。</p>				<p>第4章 予報及び警報等の伝達</p> <p>第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等</p> <p>1. 水防活動用警報等の種類 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。</p>				<p>・道水防計画に準じた内容へ修正</p>
区分	種類	発表機関	摘要	区分	種類	発表機関	摘要	
<p>気象予報警報 法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項</p>	<p>水防活動用気象注意報・警報</p> <p>水防活動用高潮注意報・警報</p> <p>水防活動用洪水注意報・警報</p> <p>水防活動用津波注意報・警報</p>	<p>網走地方气象台 (大雨・高潮・洪水)</p> <p>気象庁 (津波)</p>	<p>一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の発表をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。</p>	<p>気象予報警報 法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項</p>	<p>大雨注意報・大雨警報 ・大雨特別警報</p> <p>高潮注意報・高潮警報 ・高潮特別警報</p> <p>洪水注意報・洪水警報</p> <p>津波注意報・津波警報 ・津波特別警報</p>	<p>網走地方气象台 (大雨・高潮・洪水)</p> <p>気象庁 (津波)</p>	<p>一般向け注意報及び警報の発表をもって代える</p>	
<p>洪水予報 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項</p>	<p>注意報・警報・情報</p>	<p>網走開発建設部</p> <p>北海道</p> <p>網走地方气象台</p> <p>共同</p>	<p>指定河川について、水位又は流量を示して行う予報</p>	<p>洪水予報 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項</p>	<p>注意報・警報</p>	<p>網走開発建設部</p> <p>北海道</p> <p>網走地方气象台</p> <p>共同</p>	<p>指定河川について、水位又は流量を示して行う予報</p>	
<p>水防警報 法第16条</p>	<p>待機・準備・出動・指示・解除</p>	<p>網走開発建設部</p> <p>北海道</p>	<p>指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表</p>	<p>水防警報 法第16条</p>	<p>待機・準備・出動・指示・解除</p>	<p>網走開発建設部</p> <p>北海道</p>	<p>指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表</p>	

湧別町水防計画新旧対照表

改正後			改正前			説明
第4章 予報及び警報等の伝達			第4章 予報及び警報等の伝達			・道水防計画に準じた内容へ修正
第2節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等			第2節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等			
1. 水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容 水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの 発表基準 は次のとおりである。			1. 水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容 水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの 内容 は次のとおりである。			
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準	水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	内 容	
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたとき	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される	
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想されたとき	水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により 沿岸部において 災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される	
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による 異常な海面の上昇 により災害が発生するおそれがあると予想されたとき	水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による 海面の異常な上昇 により災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される	
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより 河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により 河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される	
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき	水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される 。 大雨警報には大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたとき		大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき	水防活動用 津波警報	津波警報	津波により 沿岸部や川沿いにおいて 重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される	
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）		津波特別警報	津波により 沿岸部や川沿いにおいて 重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに 発表される （なお、「大津波警報」の名称で発表する）	
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による 異常な海面の上昇 により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき	水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による 海面の異常な上昇 により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される	
	高潮特別警報	台風や低気圧等による 異常な海面の上昇により 重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたとき		高潮特別警報	台風や低気圧等による 海面の上昇が特に異常であるため 重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに 発表される	
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより 河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき	水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により 河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される 。 対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。	

湧別町水防計画新旧対照表

改正後	改正前	説明																
<p style="text-align: center;">第4章 予報及び警報等の伝達</p> <p style="text-align: center;">第2節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等</p> <p>(大雨警報・洪水警報を補足する情報) 気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、<u>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u>、<u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)</u>及び<u>流域雨量指数</u>の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="166 747 1219 1318"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</td> <td>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。<u>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></td> </tr> <tr> <td>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。<u>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u>	洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u>	流域雨量指数の予測値	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</u>	<p style="text-align: center;">第4章 予報及び警報等の伝達</p> <p style="text-align: center;">第2節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等</p> <p>(大雨警報・洪水警報を補足する情報) 気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、<u>大雨警報(浸水害)の危険度分布</u>、<u>洪水警報の危険度分布</u>および<u>流域雨量指数</u>の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1302 747 2309 1318"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報(浸水害)の危険度分布</td> <td>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。<u>(常時10分事に更新)</u></td> </tr> <tr> <td>洪水警報の危険度分布</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。<u>(常時10分毎に更新)</u></td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td><u>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まっているかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報(常時10分毎に更新)。</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>(常時10分事に更新)</u>	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>(常時10分毎に更新)</u>	流域雨量指数の予測値	<u>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まっているかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報(常時10分毎に更新)。</u>	<p>・道水防計画に準じた内容へ修正</p>
種類	内容																	
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u>																	
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u>																	
流域雨量指数の予測値	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</u>																	
種類	内容																	
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>(常時10分事に更新)</u>																	
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>(常時10分毎に更新)</u>																	
流域雨量指数の予測値	<u>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まっているかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報(常時10分毎に更新)。</u>																	

湧別町水防計画新旧対照表

改正後						改正前						説明
第4章 予報及び警報等の伝達						第4章 予報及び警報等の伝達						・道水防計画に準じた内容へ修正
第3節 指定河川洪水予報						第3節 指定河川洪水予報						
1. 洪水予報の種類、危険度レベル、水位の名称、発表基準等						1. 洪水予報の種類、危険度レベル、水位の名称、発表基準等						
洪水の危険度のレベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報(予報文の標題)	発表基準	市町村・住民に求める行動等	洪水の危険度のレベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報(予報文の標題)	発表基準	市町村・住民に求める行動等	
レベル5	洪水警報	氾濫の発生	〇〇川 氾濫発生情報	氾濫が発生したとき	直ちに安全確保	レベル5	洪水警報	氾濫発生	〇〇川 氾濫発生情報	氾濫の発生 (レベル5)	住民の避難完了	
レベル4 (危険)	洪水警報	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	〇〇川 氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位を越え、さらに水位の上昇が見込まれるとき	町長は避難指示等の発令を判断 危険な場所から全員避難	レベル4 (危険)	洪水警報	氾濫危険水位	〇〇川 氾濫危険情報	氾濫危険水位(レベル4)に到達	町長は避難勧告等の発令を判断 住民は避難を判断	
レベル3 (警戒)	洪水警報	避難判断水位	〇〇川 氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	町長は高齢者等避難発令を判断 危険な場所から高齢者等は避難、それ以外の住民は、氾濫に関する情報に注意	レベル3 (警戒)	洪水警報	避難判断水位 (特別警戒水位)	〇〇川 氾濫警戒情報	避難判断水位(レベル3)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位(レベル4)に到達することが見込まれる場合	町長は避難準備・高齢者等避難開始発令を判断 要配慮者は避難を開始、それ以外の住民は、氾濫に関する情報に注意	
レベル2 (注意)	洪水注意報	氾濫注意水位 (警戒水位)	〇〇川 氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	水防団出動	レベル2 (注意)	洪水注意報	氾濫注意水位 (警戒水位)	〇〇川 氾濫注意情報	氾濫注意水位(レベル2)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	水防団出動	
レベル1 (発表なし)	(発表なし)	水防団待機水位	(発表なし)		水防団待機	レベル1 (発表なし)	(発表なし)	水防団待機水位	(発表なし)		水防団待機	

湧別町水防計画新旧対照表

改正後			改正前			説明
第4章 予報及び警報等の伝達 第4節 水防警報 1. 水防警報の種類、内容及び発表基準 (1) 略 (2) 津波に関する水防警報			第4章 予報及び警報等の伝達 第4節 水防警報 1. 水防警報の種類、内容及び発表基準 (1) 略 (2) 津波に関する水防警報			
種類	内容	発表基準	種類	内容	発表基準	
待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	大津波警報又は津波警報が発表される等必要と認めるとき。	待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	大津波警報又は津波警報が発表される等必要と認めるとき。	
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	大津波警報、津波警報及び津波注意報が解除される等、水防活動が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	大津波警報又は津波警報が解除される等、水防活動が安全に行える(時間的な猶予がある)状態のとき。	
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。	解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	津波警報等が解除され、巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。	
※気象庁の大津波警報・津波警報が発表されると自動的に水防警報「待機」を発表したものとする。			※気象庁の大津波警報又は津波警報が発表されると自動的に水防警報「待機」を発表したものとする。			

湧別町水防計画新旧対照表

NO. 10

改正後	改正前	説明
<p style="text-align: center;">第7章 水防活動</p> <p style="text-align: center;">第4節 水防活動</p> <p>1. 水防作業 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状況等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。 <u>その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。</u> 水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第5節～第6節 略</p> <p style="text-align: center;">第7節 決壊・越水等の通報</p> <p>1. 決壊・越水等の通報 法第25条の規定により、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防長は直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。 通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村長に<u>避難情報</u>の発令に資する事象として情報提供するものとする。</p> <p>2. 略</p> <p>3. 決壊・越水後の措置 法第26条の規定により、堤防その他の施設が<u>決壊したとき、又は越水・溢水若しくは以上な漏水が発生</u>したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第8節 水防解除</p> <p>水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき等、<u>自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたとき</u>は、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 水防活動</p> <p style="text-align: center;">第4節 水防活動</p> <p>1. 水防作業 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状況等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。 <u>(追加)</u> 水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第5節～第6節 略</p> <p style="text-align: center;">第7節 決壊・越水等の通報</p> <p>1. 決壊・越水等の通報 法第25条の規定により、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防長は直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。 通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村長に<u>避難勧告等</u>の発令に資する事象として情報提供するものとする。</p> <p>2. 略</p> <p>3. 決壊・越水後の措置 法第26条の規定により、堤防その他の施設が<u>決壊・越水</u>したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第8節 水防解除</p> <p>水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。</p>	<p>・道水防計画に準じた内容へ修正</p>

湧別町水防計画新旧対照表

改正後	改正前	説明
<p>第14章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置</p> <p>第1節 浸水想定区域の避難確保等</p> <p>1. 略</p> <p>2. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置 法第15条第1項の規定により、市町村防災会議は、洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 (1) <u>洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、訓練を行わなければならない。なお、町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の所有者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、町は、同指示を受けた当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 当該要配慮者利用施設の洪水時の円滑な避難の確保を行う自衛水防施設を置くように努めるものとする。 町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。 <u>町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告することができる。</u></p>	<p>第14章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置</p> <p>第1節 浸水想定区域の避難確保等</p> <p>1. 略</p> <p>2. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置 法第15条第1項の規定により、市町村防災会議は、洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 (1) <u>洪水予報、水位到達情報の伝達方法</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、訓練を行わなければならない。なお、町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の所有者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、町は、同指示を受けた当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 当該要配慮者利用施設の洪水時の円滑な避難の確保を行う自衛水防施設を置くように努めるものとする。 町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。 <u>(追加)</u></p>	<p>・道水防計画に準じた内容へ修正</p>